

龍ヶ崎市告示 第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年10月23日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
8・6・1歩行者専用1号線
〔変更する部分〕
龍ヶ崎市 佐貫一丁目の一部
〔削除する部分〕
龍ヶ崎市 佐貫三丁目の一部

8・7・7歩行者専用5号線
〔追加する部分〕
龍ヶ崎市佐貫三丁目の一部
- 3 縦覧場所
龍ヶ崎市役所都市整備部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更（龍ヶ崎市決定）

- 1 都市計画道路中 8・7・1 歩行者専用 1 号線を 8・6・1 歩行者専用 1 号線に名称を改め、次のように変更する。
- 2 都市計画道路に 8・7・7 歩行者専用 5 号線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
特殊	8・6・1	歩行者専用 1 号線	龍ヶ崎市 佐貫一丁目	龍ヶ崎市 佐貫一丁目	—	約 80 m	地表式	—	8m		歩行者専用道路
街路	8・7・7	歩行者専用 5 号線	龍ヶ崎市 佐貫三丁目	龍ヶ崎市 佐貫三丁目	—	約 240 m	地表式	—	6m ~ 8m	幹線道路 3・5・32（佐貫 3 号線）と平面交差	歩行者専用道路

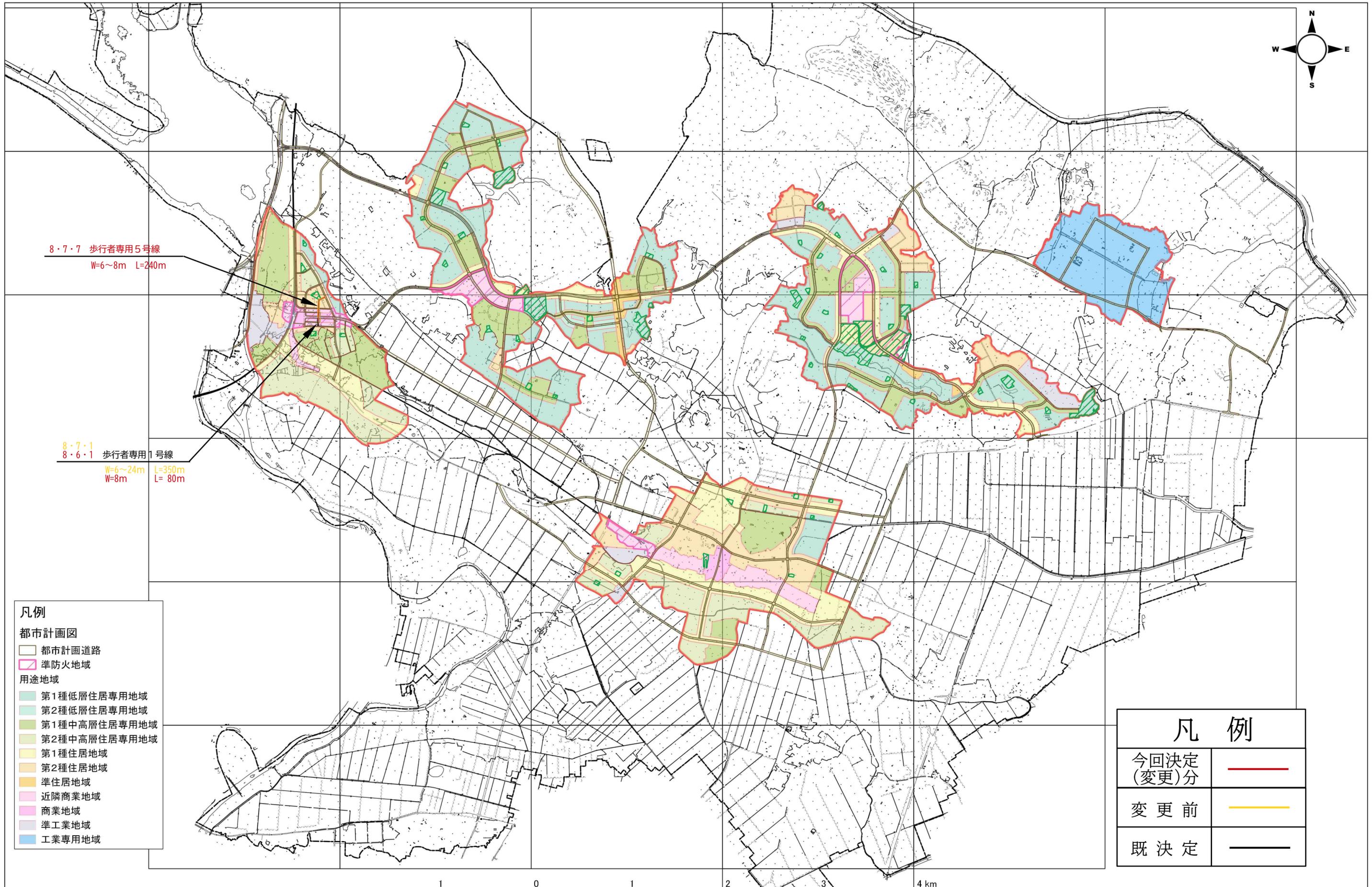
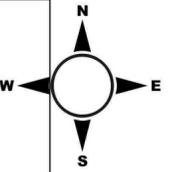
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

【理由】

歩道橋（陸橋）用地として確保されていた部分について、都市計画道路から削除するとともに、歩道橋を架けないことに伴い、当該道路が「3・3・20 龍ヶ崎市停車場馴柴線」により分断されるため、1 本であった都市計画道路を、2 本に分けるものである。

竜ヶ崎・牛久都市計画 道路の変更 総括図

1:25,000



8・7・7 歩行者専用5号線
W=6~8m L=240m

8・7・1
8・6・1 歩行者専用1号線
W=6~24m L=350m
W=8m L=80m

- 凡例**
- 都市計画図**
- 都市計画道路
 - 準防火地域
- 用途地域**
- 第1種低層住居専用地域
 - 第2種低層住居専用地域
 - 第1種中高層住居専用地域
 - 第2種中高層住居専用地域
 - 第1種住居地域
 - 第2種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業専用地域

凡例	
今回決定 (変更)分	—
変更前	—
既決定	—

